

那須塩原市森林・林業普及啓発活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、森林・林業普及啓発活動補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、市内の森林を対象として森林・林業の普及啓発に係る活動を行う者に対し、活動に要する費用の一部を補助することにより、市民参加による森林づくりへの機会を提供し、もって森林の有する公益的機能への理解の促進に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、市内において森林・林業の普及啓発活動を行う団体（定款、規約等により団体であることが確認できるものに限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象外とする。

- (1) 申請年度内において、国又は本市以外の地方公共団体から同一目的の補助金等の交付を受けた者又は交付の決定を受けた者
- (2) 申請年度内において、国又は地方公共団体が出資する法人等から同一目的の補助金等の交付を受けた者又は交付の決定を受けた者

(補助対象活動)

第4条 補助金の交付の対象とする活動（以下「補助対象活動」という。）は市内で実施するものであり、那須塩原市森林環境整備促進基金の活用に関する基本方針第2条第1項第3号に該当するものとし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 林業体験や森林観察等、森林機能の学習に係る活動
- (2) 木工教室や薪割り体験等を通して森林に親しむ活動
- (3) 植樹や育樹等を通じた森林機能に関する啓発活動
- (4) 森林の有する公益的機能の普及啓発に係る標識や看板等の設置活動
- (5) 森林整備等、森林環境の改善に係る活動
- (6) 前各号に掲げるもののほか、森林の有する公益的機能に係る普及啓発に該当すると認められる活動

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象活動に要する費用のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げる補助対象経費の区分に応じた補助率を乗じて得た額と100万円のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の補助金の額は、1補助対象者につき1会計年度において合計100万円を上限とする。

(交付の申請)

第7条 規則第4条第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 那須塩原市森林・林業普及啓発活動補助金所要額調書（様式第1号）
- (2) 開催する補助対象活動の案内通知又はパンフレットの写し
- (3) 団体の定款、規約等の写し

(交付の条件)

第 8 条 規則第 6 条第 2 項の規定により、補助対象活動において植樹や育樹等を実施した対象森林は補助対象活動の完了の日の属する会計年度終了後から 10 年以内に他の用途への転用や皆伐を行わないものとする。

(実績報告書)

第 9 条 規則第 12 条第 1 項第 4 号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 那須塩原市森林・林業普及啓発活動補助金実績調書（様式第 2 号）
- (2) 活動に要した費用の領収書の写し
- (3) 開催した補助対象活動の実施が確認できる写真

(補助金の額の確定)

第 10 条 市長は、規則第 15 条の規定により、交付すべき補助金の額を決定したときは、那須塩原市森林・林業普及啓発活動補助金額の確定通知書（様式第 3 号）により補助事業者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第 11 条 規則第 21 条ただし書の規定による市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）によるものとする。

2 規則第 21 条第 3 号の市長が指定するものは次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象活動により設置した標識、看板等の工作物
- (2) 補助対象活動により植樹した苗木で、土地に定着していないもの

3 取得財産を処分しようとするときは、補助事業者は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する申請があったときは、処分の承認又は不承認を決定し、財産処分（承認・不承認）通知書（様式第 5 号）により通知するもの

とする。

- 5 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（書類の保管期間）

- 第 12 条 規則第 20 条第 2 項の規定により証拠書類を整理保管しておかなければならない期間は、補助対象活動の完了の日の属する会計年度終了後から 10 年とする。

（その他）

- 第 13 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（補助金の見直し）

- 2 市長は、この補助金について、令和 4 年 4 月 1 日から 3 年を経過するまでに、その運用状況、効果、必要性等を検証し、見直しを行うものとする。

別表（第 5 条、第 6 条関係）

区分	経費の説明	補助率
給料	日当（団体における恒常的な人件費を除く。）	4 分の 3
報償費	報償金	
旅費	旅費	
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、 修繕費	
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料	
委託料	委託料	
使用料及び 賃借料	賃借料、借上料	
原材料費	工事材料費、加工用原料費	1 0 分の 1 0